

# 夕張市財政再建計画素案

平成 19 年 1 月 26 日  
北海道夕張市

## 1 解消すべき赤字額

再建計画期間中に解消すべき赤字額 約 353 億円

### 【内訳】

・一般会計・住宅管理会計赤字額	60 億円
・空知産炭地域総合発展基金の一括償還	14 億円
・土地開発公社からの用地取得に係る未払い額	9 億円
・夕張木炭製造への貸付未収金	16 億円
・病院事業会計閉鎖に伴う累積債務精算	45 億円
・観光事業会計閉鎖に伴う累積債務精算	186 億円
・宅地造成事業会計閉鎖に伴う累積債務精算	23 億円

※今後、再建計画案の策定までに数値の異動がありうる。

## 2 財政再建の期間

平成 18 年度を基準とし、平成 19 年度から平成 36 年度までの 18 年間で財政再建を達成する。

各年度の赤字解消額は概ね次のとおりであるが、道による支援策を見込んでいるため、再建期間が 2 年間短縮している。

(単位 億円)

区	分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
赤字解消額	—	15	14	10	12	12	10	12	13	13	13
年度末赤字残高		353	338	324	314	302	290	280	268	255	242

  

区	分	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
赤字解消額	—	13	20	23	27	29	30	34	35	36
年度末赤字残高		229	209	186	159	130	100	66	31	—

## 3 財政再建の基本方針

### (1) 総括的事項

- 巨額の赤字を確実に解消するため、全国で最も効率的な水準となるよう徹底した行政のスリム化と事務事業の抜本的な見直しを図る。住民生活に必要な最小限の事務事業以外は、原則廃止する。
- 税率の見直しによる市税の增收を図るほか、受益者負担の見直しによる収入の増加を見込むとともに、税や使用料などの徴収率向上対策を講じることで歳入確保に努める。
- 高齢者の暮らしや子育て・教育に配慮する。

## (2) 重点的事項

### ①総人件費の大幅な削減

職員の給与水準の引下げや各種手当の見直しにより人件費の削減を図り、全国の市町村の中で最も低い給与水準とする。

当分の間原則として新規採用を停止し、早期退職の促進により職員数の大幅な削減を進め、職員数を人口規模が同程度の市町村で最も低い水準とする。

#### 〔主な具体的内容〕

##### ○ 職員数の削減、行政組織の合理化

###### ・職員数

現在、同程度の団体（普通会計）の約2倍いる職員数を平成21年度当初までに平均以下とし、平成22年度当初までに同程度の市町村（消防職を除く。）の最小の規模にし、人口の減少に沿って、さらに削減を進める。

###### ・組織の見直し

平成19年度から部を廃止する。平成22年度までに、市長部局を現在の17課から7課程度に削減する。

##### ○ 給与水準等の引き下げ

###### ・特別職給料

60%～70%削減する。

###### ・一般職給料

現在、本来の給料から15%を削減しているが、平成19年度から平均で30%を削減する。

（各種手当の算出基礎も削減後の額とする。）

###### ・特殊勤務手当

平成19年1月からすべてを廃止する。

###### ・期末・勤勉手当

当面、2か月分削減する。

（約6割程度の減額となる。）

###### ・退職手当(特別職)

当面、支給しない。

###### ・退職手当(一般職)

支給月数の上限を段階的に大幅に削減する。

（H18:57月、H19:50月、H20:40月、H21:30月、H22:20月）

（H22には支給額が最大で4分の1程度まで削減となる。）

いずれも、全国の市町村で最も低い水準となる見込み。

（これらの見直しの結果、職員の年収はH17とH19の間に最大で約4割減額となる。）

### ②事務事業の抜本的見直し

市民生活に必要な最小限の事務事業以外は中止・縮小する、補助金の支出は原則取りやめるなどゼロベースで見直す。

経常的経費は、必要最小限の経費とし、本市の置かれた気象的、地理的特殊性を除けば、全国でも低い水準とする。

投資的事業は、学校統合に伴う事業など真に必要なもの以外は行わない。

#### 〔主な具体的内容〕

##### ○ 扶助費は原則として単独事業は廃止し、補助事業分のみとする。

##### ○ 各種補助金についても、真に必要なもの以外は廃止する。

###### ・物件費の削減 4割程度削減 (H17対比)

※賃金、旅費、消耗品費、光熱水費、委託料などの消費的経費

###### ・維持補修費の削減 3割程度削減 (H17対比)

※市が管理する公共施設等を維持し、補修するための経費

###### ・補助費等の削減 8割程度削減 (H17対比)

※各種団体への補助金などの経費等

### ③観光事業の見直し

今後、不採算の観光事業は実施しないこととする。

市が所有する観光施設については売却や一般財源を投入しないことを前提での指定管理者制度により委託することとし、売却先または委託先が定まらない施設は、原則として休廃止する。

### ④病院事業の見直し

市立総合病院は、平成19年4月から有床の診療所に改編することとし、その運営は指定管理者制度の導入による公設民営化により、地域医療を確保する。

急速に進行する高齢化に対応するため、老人保健施設を併設することとし、その運営についても指定管理者制度によるものとする。

### ⑤施設の統廃合

公共施設等を大幅に統廃合する。

#### 〔主な具体的内容〕

- 集会施設、体育施設等の各種公共施設は、必要最小限のものを除き休止又は廃止する。
- 平成19年度から5連絡所すべてを廃止する。

### ⑥市民の皆さまの負担の増加

市税については、法令上の上限の税率等の負担をお願いする。

施設使用料の引き上げ、ゴミ処理の有料化、徴収対策の強化などを行う。

#### 〔主な具体的内容〕

- |           |                           |               |
|-----------|---------------------------|---------------|
| ○市税の引上げ等  | 市民税（個人・均等割）               | 3,000円→3,500円 |
|           | 市民税（所得割）                  | 6.0%→6.5%     |
|           | 固定資産税                     | 1.4%→1.45%    |
|           | 軽自動車税                     | 現行税率の1.5倍     |
|           | 入湯税新設                     | 150円          |
| ○使用料の引上げ  | 施設使用料                     | 50%引き上げ       |
| ○ゴミ有料化の実施 | 家庭系混合ごみ 2円/L、粗大ゴミ 20円/kg等 |               |
| ○保育料      | 保育料を国の基準額に改正（激変緩和措置を講じる。） |               |
| ○下水道使用料   | 1,470円/10→2,440円/10       |               |

## 4 財政再建のための具体的措置

### (1) 島入の確保

市税については、法令上の上限の税率とするほか、施設使用料の引き上げ、ゴミ処理の有料化などによる島入確保に係る主な項目と効果額は概ね次のとおり。

**【主な島入の確保】** (単位:百万円)

区分	内 容	(⑩)効果額
市 税	○個人均等割 3,000円→3,500円	39
	○所得割 6%→6.5%	
	○1.4%→1.45%	9
	○現行税率(標準税率)を、1.5倍引き上げ	6
入 湯 税	○宿泊・日帰り150円(新設)	40
使 用 料	○施設使用料の引き上げ(文化体 <sup>ペ</sup> -セツ-、平和運動公園等50%増)	8
	○市営住宅使用料徴収強化	5
手 数 料	○ゴミ処理有料化(新設)	41
下 水 道 使 用 料	○1,470円/10m <sup>3</sup> → 2,440円/10m <sup>3</sup>	35
合 計		183

### (2) 島出の削減

職員数の削減や給与水準の引き下げなどによる人件費の大額な削減を図るほか、事務事業の抜本的見直しによる島出削減に係る主な項目と効果額は概ね次のとおり。

**【主な島出の削減(対17効果額)】** (単位:百万円)

区分	主 な 内 容	(⑩)効果額
人件費	○給与～平均30%削減のほか退職手当等各種手当の削減 ○年収(万円)：平均640→400 管理職820→440 ○職員数～今年度末までに152人退職予定	
	○給料(千円)：市長862→259 助役699→249 教育長589→239 ○手当：期末手当 80%以上減 退職手当 当分の間未支給	1,703
	○報酬(千円)：議長371→230 副議長321→200 議員301→180 ○期末手当支給率：4.45→2.45 ○定数：18→9(⑩一般選挙から)	
物 件 費	事務事業の見直しによる削減のほか内部管理経費の削減	410
維 持 補 修 費	公共施設の廃止・統合による削減	143
補 助 費 等	各種団体補助及び会議負担金の廃止・縮減	135
合 計		2,391

## 5 住民生活に関連する事務事業の取扱いについて

市民生活に必要な最小限の事務事業以外は、中止・縮小するとともに、補助金の支出は原則取りやめることなどを基本として見直しを進めるが、住民生活に密接に関連する事務事業のうち、廃止することなどにより負担が急増し、または、代替措置を講じることが困難な事務事業については、一定の見直しを図った上で継続する。

以下の※印は、「基本的枠組み案」後に変更したもの。

## (1) 高齢者関連事業

高齢者の生活を支援するための施策のうち、廃止することにより著しい支障が生じる事務事業については、一定の見直しを図った上で継続する。

### ①高齢者敬老バス ※

他市町村における負担実態などを踏まえて、受益者負担を見直した上で当面継続する。

### ②老人福祉会館

施設利用料を見直した上で、指定管理者制度を活用して施設の運営を継続する。

### ③公衆トイレ ※

利用実態を踏まえ5カ所は廃止するが、「清水沢」、「沼の沢」の公衆トイレについては、交通の分岐点に位置し乗り換え地点でもあり、居住する高齢者の移動に支障のないよう、地域住民が清掃業務を行うなど経費の節減を図った上で存続する。

## (2) 子供関連事業

子育て世代の父母の負担軽減や児童・生徒の教育活動を支援するための施策のうち、著しい負担の増加や代替措置を講じることが困難な事業については、一定の見直しを図った上で継続する。

### ①保育料 ※

保育料については、国の基準に改める。ただし、激変緩和措置として保育料を平成19年度から3年間据え置くこととし、平成22年度から7年間で段階的に引き上げることとする。

### ②学校統合 ※

児童生徒数の減少の状況や通学体制の確保などを考慮し、幌南小学校及び幌南中学校を平成20年度に清水沢小学校、清水沢中学校にそれぞれ統合する。

中学校については1校に統合することとし、他の小学校の統廃合については、児童数の減少の見通しや施設の老朽化に伴う教育環境の整備のほか、スクールバスの運行についても市内の交通体系の見直しを含めて本年中に検討する。

### ③スイミングセンター ※

廃止により山間部に居住する児童生徒の体育活動に与える影響に配慮して、学校の夏季休暇期間中に限定した施設運営により維持管理経費の縮減を図るなどにより継続する。

## (3) 市民活動関連事業

地域の集会施設は、必要最小限のものを除き休止または廃止することとするが、代替え施設がないなど施設の休廃止により支障が生じる施設については、一定の見直しを図った上で継続する。

### ①南部コミュニティセンター ※

南部地区唯一の集会施設であり避難所でもあることから、町内会が指定管理者となり、清掃等を自ら行い経費の縮減を図るほか、施設使用料を50%引き上げした上で継続する。

### ②市民研修センター

地域の様々な催しや市が実施している住民懇談会など多様な活用の実態を踏まえ、施設使用料を50%引き上げした上で継続する。

#### (4) 地域交通の確保関連

地域の足を確保していくために必要な施策については、財政再建の観点を念頭に路線の再編等を検討し継続する。

##### ①バス路線補助

路線の再編を行ったうえで、補助金の2分の1について道の支援をいただき継続する。

##### ②市内交通体系の見直し

スクールバスを活用した福祉バスの運行など高齢者の公共交通の確保を含め、市内交通体系の見直しを今年中に検討する。

#### (5) 文化、スポーツ事業関連

文化施設や体育施設は、必要最小限のものを除き休止または廃止することとし、次の施設については、必要な措置を講じる。

##### ①文化スポーツセンター

本市の文化・スポーツの拠点としてその役割を果たしてきており、今後とも住民の様々な催しの場を確保するため、施設使用料を50%引き上げた上で継続する。

##### ②平和運動公園

市内はもとより道内外のスポーツ団体に数多く利用されており、地域の活性化が期待されることから、施設使用料を50%引き上げた上で継続する。

##### ③図書館

平成18年度で廃止するが、蔵書を保健福祉センターへ移設し図書の貸し出しを継続するほか、道立図書館による図書の貸し出しにも対応するなど図書館の機能を確保する。

##### ④美術館

平成18年度で廃止するが、市役所庁舎内や公共施設などの空きスペースを活用して美術品の展示を継続していくほか、市民ギャラリーの設置も検討し美術館の機能を確保する。

### 6 今後の取り組み

- 今後、この計画素案をもとに道及び国との調整を行い、2月中に計画案を取りまとめた上で、国へ財政再建の申し出。その後、議会の議決を経て、国と財政再建計画の協議。
- 市としては、市民の皆様のご理解とご協力をいただき、引き続き再建計画の策定に向けて全力で取り組む所存。

## 住民生活に関連する事務事業の取扱い

項 目	内 容
1 高齢者関連事業	
①高齢者敬老バス	集落間の距離が極めて大きな地理的条件のもと、日常的に通院などのために公共交通機関の利用に頼らざるを得ない高齢者の生活を考慮し、他市町村における負担実態などを踏まえて、これまで一回当たり 200 円の受益者負担を 300 円とした上で当面継続する。なお、今年中の市内交通体系の見直しに合わせて、高齢者の公共交通の確保について検討。
②老人福祉会館	高齢者の交流の場である老人福祉会館は、1 日当たりの利用者が 100 人程度に上っているが、浴場が設置されていることもあり維持管理経費が多額となっていることから、施設利用料を見直した上で、指定管理者制度を活用して施設の運営を継続。
③公衆トイレ	7 力所の公衆トイレのうち、利用実態を踏まえ 5 力所は廃止するが、「清水沢」、「沼の沢」の公衆トイレについては、交通の分岐点に位置し乗り換え地点であり、年間平均約 16 万人の利用者があることから、南部地区や真谷地地区に居住する高齢者の移動に配慮し、地域住民が清掃業務を行うなど経費の節減を図った上で存続。
2 子供関連事業	
①保育料	保育料については、これまで 12 所得階層別の保育料徴収基準としてきたが、国の基準に改める。ただし、給与収入が 400 万円の世帯が一人を保育する場合で年 12 万 6 千円の負担増となるなど子育て世代の一部の階層の負担が急増することから、激変緩和措置として保育料を平成 19 年度から 3 年間据え置くこととし、平成 22 年度から 7 年間で段階的に引き上げ。
②学校統合	小・中学校の適正配置については、複式学級の解消を図ることなどから学校の統廃合を進めるべきとの考え方が示されたことを踏まえ、市としては、現在の小学校 7 校、中学校 4 校体制の見直しを検討。 その結果、児童生徒数の減少の状況や通学体制の確保などを考慮し、幌南小学校及び幌南中学校を平成 20 年度に清水沢小学校、清水沢中学校にそれぞれ統合。 中学校については 1 校に統合することとし、他の小学校の統廃合については、児童数の減少の見通しや施設の老朽化に伴う教育環境の整備のほか、スクールバスの運行についても市内の交通体系の見直しを含めて本年中に検討。
③スイミングセンター	平成 18 年度をもって市内 4ヶ所のプールを廃止するが、スイミングセンターについては、廃止により山間部に居住する児童生徒の体育活動に与える影響に配慮して、学校の夏季休暇期間中に限定した施設運営により維持管理経費の縮減を図るとともに、大人の使用料を 400 円から 500 円に引き上げるほか、スイミングクラブのボランティアにより賃金等の圧縮を図ることにより継続。

## 住民生活に関連する事務事業の取扱い

項 目	内 容
3 市民活動関連事業	
①南部コミュニティセンター	南部コミュニティセンターについては、南部地区における唯一の集会施設であり避難所でもあることから、町内会が指定管理者となり、清掃等を自ら行い経費の縮減を図るほか、施設使用料を50%引き上げした上で継続。
②市民研修センター	清水沢地区に設置している市民研修センターは、市内で最も人口の集中している地域に設置されており、地域の様々な催しや市が実施している住民懇談会など多様な活用の実態を踏まえ、施設使用料を50%引き上げした上で継続。
4 地域交通の確保関連	
①バス路線補助	地域の公共交通機関であるバス路線を維持していくため、バス事業者に対し赤字となっている生活路線を対象として補助し、足の確保をしているが、路線の再編を行ったうえで、補助金の2分の1について道の支援をいただき継続。
②市内交通体系の見直し	平成19年度以降、学校の統廃合に伴い順次スクールバスの導入を予定していることから、スクールバスを活用した福祉バスの運行など高齢者の公共交通の確保を含め、市内交通体系の見直しを今年中に検討。
5 文化、スポーツ事業関連	
①文化スポーツセンター	文化スポーツセンターは、イベントや各種屋内スポーツ大会の開催など本市の文化・スポーツの拠点としてその役割を果たしており、今後とも住民の様々な催しの場を確保するため、施設使用料を50%引き上げた上で継続。
②平和運動公園	平和運動公園は、市内はもとより道内外のスポーツ団体に数多く利用されており、地域の活性化が期待されることから、施設使用料を50%引き上げた上で継続。
③図書館	図書館は平成18年度で廃止するが、市民の学習の機会を確保するため、蔵書を保健福祉センターへ移設し図書の貸し出しを継続するほか、道立図書館による図書の貸し出しなど図書館の機能を確保。
④美術館	美術館は平成18年度で廃止するが、市民の芸術鑑賞の機会を確保するため、市役所庁舎内や公共施設などの空きスペースを活用して美術品の展示を継続していくほか、市民ギャラリーの設置も検討し美術館の機能を確保。